

## 下水道料金について

**Q** 財政再建推進計画にあるように、平成17年と20年にそれぞれ20%の値上げがおこなわれるのか。

**A** 下水の工事の進捗率が67%。工事が終わっているのに水酸化が進んでいないというのが一番大きな問題。今ここで計画どおり、料金値上げをすることが、今後の水酸化率を上げることにつながるということからすれば、これは非常に逆の方向に行くのではという不安もある。まず水酸化率のアップが、喫緊の課題。関係者の皆さんにお願いをしているところで、我々も、数字を示してそれぞれ地域ごとにもっと努力をして水酸化率をアップしていただくということに全力をあげている。

値上げの問題については、その経過を見守り、議会とも相談しながら進めて行く。この社会情勢の中で値上げには、

市民の皆さん大きな不安をもたれているので、そういう経緯を踏みながら慎重に進めていきたい。

## 旧図書館

**Q** 新図書館がオープンして1年余り、旧図書館の利用方法が見えてこない。旧図書館は、市役所などにも近く、公園に隣接した素晴らしい立地で、その利用方法が注目を集めている。また、旧図書館は、ふるさとの文化の発展を願われた故増田義夫名誉市民の寄附によつて昭和55年に建設された貴重な財産。それを活かす知恵を出してほしい。放置すればするほど、建物の傷みもひどくなる。活用方法として資料展示が一番ふさわしいのか、それならば、どれほどの集客力があり、魅力あるものにするのか、改装費、運営経費等は試算されているのか、この財政難のおり、投資的価値のあるものにするビジョンはあるのか。

旧図書館は、教育委員会が管理している。市長部局とは所屬長を交えて何回も話し合っている。とりつぶしもできず、都市公園法等により用途制限があり、現状のまま整理清掃をして、図書資料、あるいは民俗文化財の展示に活用するしかない。現在進めている。増改築もできず、場所的にみてそう多くの集客は見込めない。再利用には経費をかけるために見学してもらうことを計画している。

**A** 旧図書館は、教育委員会が管理している。

市長部局とは所屬長を交えて何回も話し合っている。とりつぶしもできず、都市公園法等により用途制限があり、現状のまま整理清掃をして、図書資料、あるいは民俗文化財の展示に活用するしかない。現在進めている。増改築もできず、場所的にみてそう多くの集客は見込めない。再利用には経費をかけるために見学してもらうことを計画している。

## 公園遊具の点検

**Q** 4月中ごろ、高槻市の団地内の公園で小学生2人が回転遊具の穴に指を挟まれ指先を切断するという事故が発生した。加西市にも市が管理する都市公園が十数箇所ある。事故後、市内遊具の点検はされたのか、されればその結果はどうだったのか。

この裁判は、教職員の交通事故裁判に対する市の対応

**A** 高槻市の事故の後、加西市では、4月6日に緊急に点検を実施した。その結果、一部補修の必要箇所が見つかった。その箇所は、計画的な修繕時期を早めて、現在実施中。都市公園の遊具は全部で61基ある。経過年数は最近のもので3年、古いもので約30年経過している。遊具の点検は、通常の点検に加えて、ローラー滑り台など主要なものは業者による定期点検を行っている。最近では昨年11月に都市公園16箇所のうち遊具の設置してある8公園で実施している。過去に遊具での事故は発生していない。

## 教員の交通事故裁判に対する市の対応

**Q** この裁判は、教職員、また公務員の通勤途上の交通事故の使用責任を問う裁判だけに、判例は全国的に大きな影響を及ぼす重要な裁判である。もしこの使用者責任が認められた場合、市民の多額の血税でその責任を負うことにもなるので安易な対応はできない。

加西市として、この裁判に対する基本的な考え、また裁判の中でどのようなことを主張してきたのか。

原告と被告との関係は、補償額の認定である。使用者責任まで踏み込んできた場合、新たな裁判というのが考えられるのか。

判決後の対応で、いわゆる仮執行宣言付の判決も予測されている。仮執行を避けるためには担保として一億数千万円を準備する必要があると聞く、どういう形で用立てるのか。

**A** 今回の裁判は全国の県費負担教職員の交通事故について、通勤途上の使用者責任のあるなすが問われている裁判で、非常に重要な裁判であると認識している。当初より通勤途上は自由領域で使用者責任はないという主張で争ってきた。

判決は、本人のみか、あるいは本人と加西市の2者か、あるいは本人と加西市と県の3者に出されるか、いまのところわからない。事務局として